

総量規制基準について【説明】

総量規制基準は、総量削減計画の削減目標量を達成するための方途の一つとして、水質汚濁防止法第4条の5に基づき、都道府県知事が、指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度であり、国が定める業種等の区分ごとの範囲内で、都道府県知事が定める化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の濃度と特定排水(工程排水)の量との積として表されるものです。

(総量規制基準 = 業種等の区分ごとの基準値(濃度値:C値) × 排水量)

○適用する工場・事業場(指定地域内事業場)：

指定地域内に設置された特定事業場のうち、1日当たりの平均排水量が50 m³以上のもの。

特定事業場：水質汚濁防止法施行令別表第1に定める特定施設を設置する事業場

指定地域：香川県全域

○対象項目：

化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量

(1) 総量規制基準の設定の考え方

平成23年6月15日に策定された「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、【現在の水質からの悪化を防ぐことを目途とし、現在の各種施策を継続して実施する】ことを基本とし、以下のとおり定めることとしました。

○時期区分：

第6次と同様としました。

○業種等の区分：

業種等の区分は、第6次と同様としました。

業種等の区分の名称は、国の平成19年11月の日本標準産業分類の改定を踏まえて、一部の「業種その他の区分」の名称変更が行われたことから、国の変更に合わせて改正を行いました。

(第6次からの改正部分)

整理番号	業種その他の区分	
	変更後	現行
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	肉製品製造業
204	電子回路製造業	プリント回路製造業
205	電子部品・デバイス・電子回路製業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)

○総量規制基準値(C値)：

大阪湾を除く瀬戸内海においては、国が定める基準値(C値)の範囲は、第6次と同様とし、変更せず継続したことを踏まえ、県においても基準値の変更は行わないこととしました。

(2) 総量規制基準の算式

$$\text{総量規制基準 (L)} \text{ (kg/日)} = \text{業種等の区分ごとの基準値 (C)} \text{ (mg/ℓ)} \times \text{特定排出水量 (Q)} \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$$

- ※ C値は、特定排出水が増加した日により、CODは3種類 (C_{CO} 、 C_{Ci} 、 C_{Cj})、窒素及びりんについては2種類 (C_{NO} 、 C_{Ni} 及び C_{PO} 、 C_{Pi}) に分けて定める。
- ※ 複数の業種をもつ事業場については、業種ごとに算出したものの合計が、事業場の総量規制基準になる。

COD

$$L_C = (C_{Cj} \times Q_{Cj} + C_{Ci} \times Q_{Ci} + C_{CO} \times Q_{CO}) \times 10^{-3}$$

- L_C : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
- C_{CO} : 既設 (昭和 55 年 6 月 30 日以前) のものに係る COD 濃度 (mg/ℓ)
- Q_{CO} : 昭和 55 年 6 月 30 日以前から排出していた特定排出水の量 (m³/日) (Q_{Cj} 、 Q_{Ci} を除く)
- C_{Ci} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの新增設のものに係る COD 濃度 (mg/ℓ)
- Q_{Ci} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの新增設で増加した特定排出水の量 (m³/日)
- C_{Cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以後の新增設のものに係る COD 濃度 (mg/ℓ)
- Q_{Cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以後の新增設で増加した特定排出水の量 (m³/日)

C_{CO} 、 C_{Ci} 、 C_{Cj} は、知事が環境省の定める業種等の区分ごとの範囲 (平成 18 年環境省告示第 134 号、平成 23 年一部改正) 内において定める。

窒素含有量、りん含有量

$$L_N = (C_{Ni} \times Q_{Ni} + C_{NO} \times Q_{NO}) \times 10^{-3}$$

- L_N : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
- C_{NO} : 既設 (平成 14 年 9 月 30 日以前) のものに係る窒素濃度 (mg/ℓ)
- Q_{NO} : 平成 14 年 9 月 30 日以前から排出していた特定排出水の量 (m³/日) (Q_{Ni} を除く)
- C_{Ni} : 新增設 (平成 14 年 10 月 1 日以後) のものに係る窒素濃度 (mg/ℓ)
- Q_{Ni} : 平成 14 年 10 月 1 日以後の新增設で増加した特定排出水の量 (m³/日)

上記算式は窒素含有量に係る総量規制基準の場合であり、りん含有量の場合は L_N を L_P 、 C_{NO} を C_{PO} 、 Q_{NO} を Q_{PO} 、 C_{Ni} を C_{Pi} 、 Q_{Ni} を Q_{Pi} 、窒素をりんと読み替える。

C_{NO} 、 C_{Ni} 、 C_{PO} 、 C_{Pi} は、知事が環境省の定める業種等の区分ごとの範囲 (平成 18 年環境省告示第 135 号、平成 23 年一部改正及び同第 136 号、平成 23 年一部改正) 内において定める。

時期区別水量	項目	COD	窒素含有量	りん含有量
S55. 6. 30 以前の水量		Q_{CO}	Q_{NO}	Q_{PO}
S55. 7. 1~H3. 6. 30 に増加した水量		Q_{Ci}		
H3. 7. 1~H14. 9. 30 に増加した水量		Q_{Cj}	Q_{Ni}	Q_{Pi}
H14. 10. 1 以降に増加した水量				